

◎新潟県告示第1207号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定により、  
県営区画整理（経営体育成基盤整備）事業佐々木南部郷地区に係る換地計画において、次の従前の土地は非農用  
地区域内に換地を定める土地として指定した。

平成24年10月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積㎡
新発田市	飯島	下堅田	157-1	田	810
同	同	同	186-1	田	92
同	同	同	187-1	畑	173